

資料編

資料 1. 第 3 次和光市環境基本計画策定の経過

和光市環境審議会

回	開催日	概要
令和元年 第 1 回	令和元年 12 月 17 日	諮問 和光市環境審議会の目的 第 3 次和光市環境基本計画について
第 2 回	令和 2 年 2 月 17 日	第 2 次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】平成 30 年度環境 施策実施状況に対する評価について 和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】施策実 施状況調査結果について 第 3 次和光市環境基本計画策定方針について 第 3 次和光市環境基本計画策定スケジュールについて
令和 2 年 第 1 回	6 月 29 日	第 3 次和光市環境基本計画策定の目的及び策定方針について （仮称）第 3 次和光市環境基本計画策定に係る環境に関するアン ケート調査について 第 3 次和光市環境基本計画策定スケジュールについて
第 2 回	9 月 28 日	第 3 次和光市環境基本計画策定に係るアンケート調査の結果に ついて 和光市の環境に係る現況と課題について 第 3 次和光市環境基本計画骨子案について
第 3 回	12 月 23 日 （書面開催）	第 3 次和光市環境基本計画素案について
第 4 回	令和 3 年 2 月 17 日 （書面開催）	第 3 次和光市環境基本計画素案について
令和 3 年 第 1 回	令和 3 年 12 月 20 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画について
令和 3 年 第 2 回	令和 4 年 3 月 22 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】実施状況に対する 評価について
令和 4 年 第 1 回	令和 5 年 2 月 24 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の実施状況及び評価につい て

		環境基本計画及び関係施策推進に係る市民参加手法について
令和5年 第1回	令和5年 11月2日	諮問 環境基本計画実行計画における評価対象事業の見直しについて
令和5年 第2回	令和6年 1月19日	第3次和光市環境基本計画実行計画の評価対象事業の見直しについて（報告）
令和6年 第1回	令和7年 3月14日	諮問 第3次和光市環境基本計画中間見直しについて
令和7年 第1回	令和7年 7月7日	第3次和光市環境基本計画中間見直しについて
令和8年 第2回	令和8年 1月14日	第3次和光市環境基本計画中間見直しについて

和光市環境づくり市民会議

回	開催日	概 要
第156回	令和2年 2月7日	第3次和光市環境基本計画について等
第157回	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
第158回	4月21日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画について等
第159回	7月28日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況ヒアリングについて
第160回	8月18日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について
第161回	9月16日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について 第3次和光市環境基本計画策定の進捗状況について
第162回	10月20日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について 第3次和光市環境基本計画策定の進捗状況について
第163回	12月8日	第3次和光市環境基本計画の素案について
第164回	12月25日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画の素案について
第165回	令和3年 2月12日	前回会議の意見集計及び修正後の和光市環境基本計画素案について
第166回	3月23日	第3次和光市環境基本計画策定状況について等
第169回	令和3年 3月23日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画実行計画について等

第 170 回	令和 3 年 10 月 13 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画について等
第 176 回	令和 4 年 10 月 18 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 177 回	令和 4 年 11 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 178 回	令和 4 年 12 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 185 回	令和 5 年 12 月 13 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価について
第 188 回	令和 6 年 10 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価見直しについて 第 3 次和光市環境基本計画の中間見直しについて
第 189 回	令和 6 年 12 月 10 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価見直しについて
第 191 回	令和 7 年 3 月 18 日	環境審議会の報告について

和光市地球温暖化対策委員会

回	開催日	概 要
第 1 回	令和 2 年 8 月 26 日	和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】に基づく施策の評価について 第 3 次和光市環境基本計画策定の進捗状況及び令和 2 年第 1 回和光市環境審議会の開催結果について
第 2 回	11 月 26 日	和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の第 3 次環境基本計画での位置づけについて 和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における二酸化炭素排出量の削減目標の設定について その他
第 3 回	令和 3 年 2 月 8 日 (書面開催)	第 3 次和光市環境基本計画素案について

資料2. パブリックコメントによる意見と対応

■対象

和光市に在住、在勤、在学の人及び市内に会社を持っている個人並びに法人その他の団体。上記以外で和光市に納税義務のある人。この計画に利害関係がある人。

■期間

令和3年3月3日～令和3年3月22日

■概要

策定してきた計画書案を広報「わこう」、ホームページに掲載するほか、市庁舎、公民館などの公共施設7箇所に配置して、その案に対する意見募集を行った。

提出された意見は、案への反映の可否を決定し、その結果をホームページに掲載した。

■意見・対応

提出者数 1名

提出件数 3件

対 応 案は変えず、今後の調査研究や実行計画の策定、個々の事業の検討の中での参考とした。

和光市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全のための施策等（第10条—第20条）
 - 第4節 県及び他の地方公共団体との協力等（第21条—第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の環境をより豊かに将来の世代に引き継ぐため、環境の保全に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なものをいう。以下同じ。）となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての人々の取組によって適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての人々が地球環境の保全是自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷を低減し、環境の保全に自ら取り組むよう努めるとともに、市の環境の保全に関する施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力しなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、和光市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴いた上、和光市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全に資する事業等の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

3 市は、人と自然のふれあいができる快適な環境の保全に資する公園、緑地等公共的施設の整備及びその健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第12条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境の保全に関する活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第15条 市は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第16条 市は、市民及び事業者の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全)

第20条 市は、地球の環境を保全するため、地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4節 県及び他の地方公共団体との協力等

(県及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働の組織整備)

第22条 市は、環境の保全に関し、市民及び事業者等と協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

和光市環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、和光市環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行うため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、和光市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で事業を営む法人の代表者
- (3) 市内の公共的団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

和光市環境づくり市民会議規則

和光市環境基本計画とそれに続く実行計画は、公募の市民等で構成された市民会議の提案が基になって策定されました。ここに市民が行政と協力して、環境基本計画による和光市の良好な環境の実現に向けて、施策を進めるための組織を作ります。

(名称)

第1条

この会は、和光市環境づくり市民会議(以下、本会といいます)と称します。

(目的)

第2条

本会は、和光市と協働して和光市環境基本計画及び実行計画を推進・実行すると共に、これらに関する提言・点検・評価を行います。

また、この目的を達成するために、他団体との交流、ネットワークづくりや広報活動など独自の事業を行うことができます。

(会員)

第3条

本会の目的に賛同する和光市内在住・在勤・在学の者及び市内に事業所のある企業・団体等は、いつでも会員となることができます。

2 入・退会をするときは、書面により会長に届け出ます。

(組織)

第4条

本会に、会長及び副会長それぞれ1名を置きます。

2 会長・副会長は、会員の互選により全体会において選出します。その任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表します。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理します。

5 事務局は、和光市市民環境部環境課に置きます。

(会議)

第5条

本会は会員全員で構成された全体会を開催し、総括的な意思決定をします。

(顧問)

第6条

本会に、専門的知識・技術が必要な時に学識経験者等を顧問としておくことができます。

(その他)

第7条

この規則に定めるものの他、本会の運営に関して必要なことは、会長が全体会に諮って定めることができます。

附 則

この規則は、平成17年 6月21日より施行します。

附 則

この規則は、平成20年 3月18日より施行します。

附 則

この規則は、平成28年 3月15日より施行します。

和光市環境基本計画推進調整委員会設置要綱

	平成17年	9月14日	要綱第13号
改正	平成18年	4月28日	要綱第6号
改正	平成19年	4月27日	要綱第15号
改正	平成21年	1月15日	要綱第1号
改正	平成25年	1月21日	要綱第2号
改正	平成28年	12月28日	要綱第20号
改正	平成29年	10月31日	要綱第15号
改正	令和2年	11月2日	要綱第26号
改正	令和4年	1月7日	要綱第1号
改正	令和5年	9月22日	要綱第20号

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するため、和光市環境基本条例（平成15年条例第8号）第19条に基づき、和光市環境基本計画推進調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に基づく施策の総合的な調整、及び計画的な推進に関すること。
- (2) 環境基本計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (3) 環境に影響を及ぼすと認められる施策と環境基本計画との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 調整委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 調整委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は環境課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調整委員会の会議)

第5条 調整委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、前項の規定による招集に当たっては、当該会議に付議する事案に応じ、第3条第1項に規定する委員のうち、当該事案の審議に必要なものを招集するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 調整委員会に、第2条の所掌事項の細目について調査及び研究を行う和光市環境基本計画推進調整委員会検討作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから市長が指名するものを会員として組織する。

3 作業部会に会長及び副会長を置き、会長は環境課長をもって充て、副会長は会員のうちから会長が指名するものをもって充てる。

(会長等の職務)

第7条 会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会における検討の内容及び結果を委員長に報告する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第8条 作業部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集に当たっては、当該会議に付議する事案に応じ、第6条第2項に規定する会員のうち、当該事案の審議に必要なものを招集するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、調整委員会における調整の内容及び結果を市長に報告する。

(庶務)

第10条 調整委員会及び作業部会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第15号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年要綱第2号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年要綱第2号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第20号)

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年要綱第15号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年要綱第26号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年要綱第1号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年要綱第20号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属	職名
市民環境部	部長、市民活動推進課長、産業支援課長、環境課長
企画部	企画人権課長、資産戦略課長
総務部	総務課長、職員課長
健康部	健康支援課長
都市整備部	都市整備課長、道路安全課長、公共交通政策室長、公園みどり課長、 駅北口まちづくり事務所長
危機管理室	危機管理室長
上下水道部	水道施設課長、下水道課長
教育委員会事務局	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

所属	職名
環境課	課長、環境推進担当統括主査、資源リサイクル担当統括主査
市民活動推進課	統括主査
産業支援課	統括主査
企画人権課	統括主査
資産戦略課	統括主査
総務課	統括主査
職員課	統括主査
健康支援課	統括主査
都市整備課	統括主査
道路安全課	統括主査
公共交通政策室	統括主査
公園みどり課	統括主査

駅北口まちづくり事務所	統括主査
危機管理室	統括主査
水道施設課	統括主査
下水道課	統括主査
教育総務課	統括主査
学校教育課	統括主査
生涯学習課	統括主査

和光市地球温暖化対策委員会設置要綱

平成 24 年 8 月 9 日

告示第 145 号

(設置)

第 1 条 市民、事業者、関係団体及び市の協働により和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）の進行状況を管理し、及び推進を図るため、和光市地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の排出状況の把握に関すること。
- (2) 温暖化対策の具体的な取組（以下「取組」という。）の企画立案等に関すること。
- (3) 計画に掲げる取組の達成状況の評価に関すること。
- (4) 計画の進行管理における点検及び評価並びに見直しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員会の組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) エネルギー供給事業を営む法人を代表する者
- (2) 和光市環境づくり市民会議を代表する者
- (3) 市内で事業を営む法人を代表する者
- (4) 埼玉県地球温暖化防止活動推進員
- (5) 公募による市民
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 4. 和光市環境審議会委員等名簿

和光市環境審議会 委員 ◎：会長 ○：副会長

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

氏名	選任の区分	備考
◎ 横山 裕道	学識経験を有する者	元淑徳大学
秋葉 道宏		国立保健医療科学院
佐藤 太一	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
石田 良子		株式会社山西商事
浜口 武	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
関口 寿子	公募による市民	
岩佐 健次		
○ 峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

氏名	選任の区分	備考
岩村 沢也	学識経験を有する者	淑徳大学
◎ 秋葉 道宏		国立保健医療科学院
佐藤 太一	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
木原 洋一郎		本田技研工業(株)
浜口 武	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
田口 瑛麗奈	公募による市民	
柴田 充		
峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
○ 芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

任期：令和6年1月19日～令和8年1月18日

氏名	選任の区分	備考
岩村 沢也	学識経験を有する者	淑徳大学
◎ 秋葉 道宏		国立保健医療科学院
田崎 嘉之	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
藤田 則章		本田技研工業(株)
岡本 周平	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
新井 琢真	公募による市民	
柴田 充		
峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
○ 芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

和光市環境づくり市民会議 会員

氏名	氏名	氏名	氏名
小林 新	○ 芝 勝治	高橋 勝緒	高橋 絹世
友國 洋	松田 廣行	◎ 峯岸 正雄	安井 尚彦
渡辺 康三			

◎：会長 ○：副会長

和光市地球温暖化対策委員会 委員

氏名	選任の区分	備考
金塚 弘子	公募による委員	
後藤 美栄子		
川島 千鶴子	事業者	東京ガス(株)
大熊 忠雄		(有)大熊電機
◎ 芳野 雅廣	埼玉県地球温暖化防止活動推進員	
○ 松田 廣行	和光市環境づくり市民会議	
小林 新		
本多 宏己 (～令和6年2月)	行政	総務部総務人權課
菊池 正造 (令和6年2月～)	行政	総務部総務課

◎：委員長 ○：副委員長

資料5. 第3次環境基本計画数値目標の設定について

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち

数値目標	目標設定の考え方
和光市の二酸化炭素(CO ₂)排出量 (t-CO ₂)	国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)の目標値並びに2050(令和32)年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという国の方針を勘案して設定

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

数値目標	目標設定の考え方
特別緑地・市民緑地の整備面積 (㎡)	令和2年度の実績を維持
湧水地数 (箇所)	現状維持
生産緑地面積 (ha)	現状維持
市民農園区画数 (箇所)	現状維持
指定文化財の数 (件)	指定文化財にかかる審議期間と候補となる文化財を勘案して設定
美化推進活動1日1人あたりのポイ捨てごみ収集量 (kg)	過去の実績を参考に設定

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

数値目標	目標設定の考え方
家庭系1日1人あたりのごみ排出量 (g)	「ごみ処理広域化基本構想」(朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会)令和10年度までの目標値
リサイクル率 (%)	「第5次和光市一般廃棄物処理基本計画」(平成25年度～平成34年度)令和4年度までの目標値
生活環境苦情件数 (件)	過去の実績を参考に設定
浄化槽法定検査受検率 (%)	過去の増加率を参考に設定
市内3河川のBOD値 (mg/l)	過去の実績を参考に設定

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち

数値目標	目標設定の考え方
環境講座などの参加者数（人）	過去の実績を参考に設定
市内企業と連携した環境講座数（件）	過去の実績を参考に設定
美化活動登録団体数（団体）	過去の実績を参考に設定
市ホームページにおける環境情報の閲覧回数（回）	過去の実績を参考に設定
ふれあいの森における市民協働型管理事業の延べ従業者数（人）	過去の実績を参考に設定

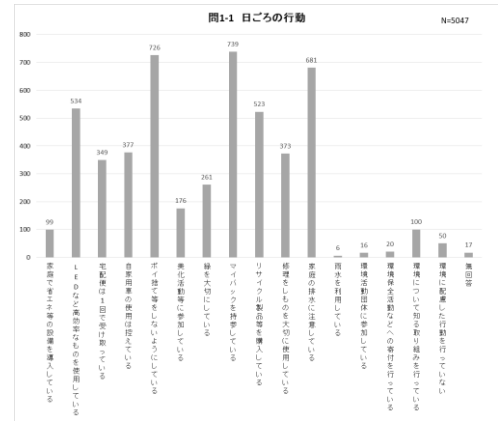
資料6. アンケート実施結果について

(1) 第3次和光市環境基本計画をつくるための市民アンケート

環境に配慮した日ごろの行動と保全活動への参加について

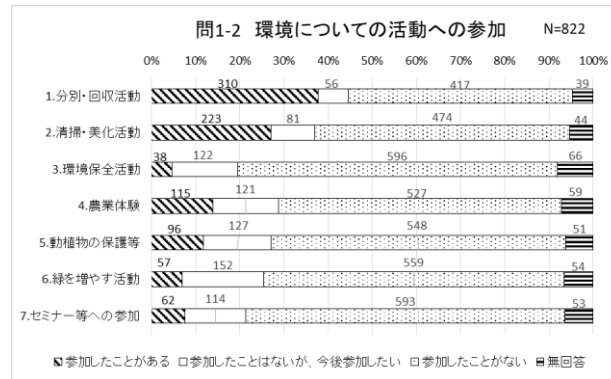
問 1-1 日ごろから環境に配慮して実際に行っていることについて【複数回答】

■「買い物に行く際に、マイバッグを持参している」方が最も多く、次いで「空き缶等のごみのポイ捨て、飼い犬のふんを放置しないようにしている」、「下水に油や調理くずを流さないようにするなど、家庭の排水に注意している」であった。



問 1-2 あなたはこれまでに、環境についての活動に参加したことはありますか。

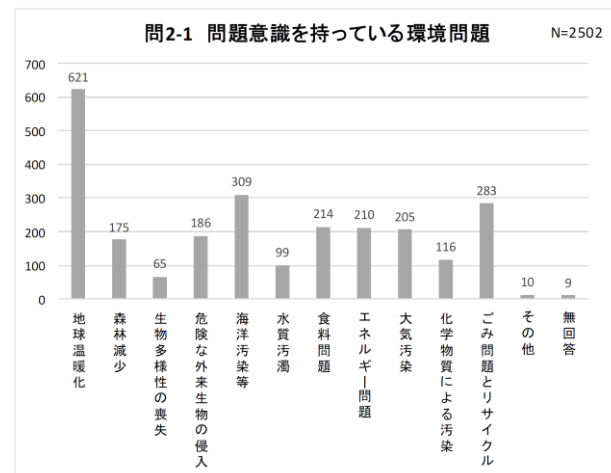
■「空き缶、古紙などの資源の分別・回収活動」へ参加したことがある人が最も多く、次いで、「道路、河川、公園など地域の清掃や美化活動」、「市民農園・観光農園などでの農業体験」であり、「湧水や緑などの環境保全活動」へ参加者したことがある人が最も少ない。
■「植樹など、緑を増やす活動」については、参加したことはないが、今後参加したいと考えている人が最も多い。



環境問題への関心について

問 2-1 あなたが特に問題意識を持っている環境問題について【複数回答】

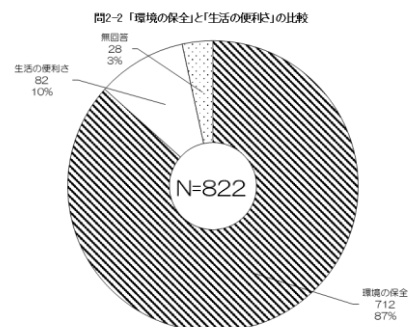
■「地球温暖化（気候変動）」に関して問題意識を持っている人が最も多く、次いで、「海洋汚染・海洋プラスチックごみ問題」、「ごみ問題とリサイクル」であった。「生物多様性の喪失」については、問題意識を持っている人が最も少ない。



問 2-2 あなたは「環境の保全」と「生活の便利さ」のどちらを優先させるべきと考えますか。

■「環境の保全」を優先すべきと考える人が約9割を占め、「生活の便利さ」を優先すべきと考える人は1割程度にとどまっている。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	環境の保全	712	87%
2	生活の便利さ	82	10%
3	無回答	28	3%
	合計	822	100%

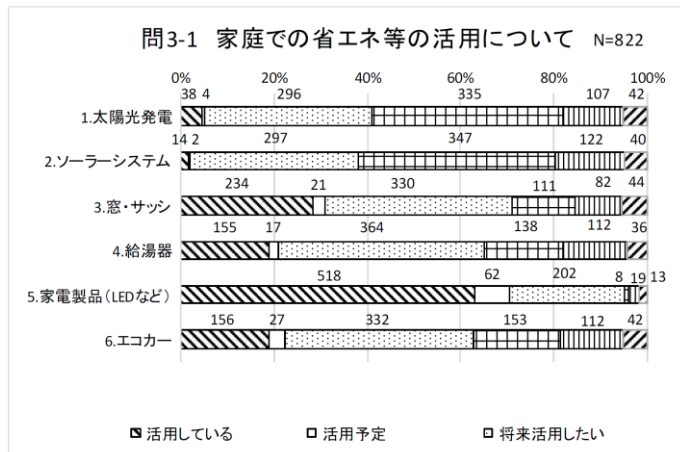


地球温暖化対策のための取組について

問 3-1 家庭での省エネルギーや再生可能エネルギーの活用について

■「LEDなどの消費電力を抑えた家電製品」を活用している人が多い。

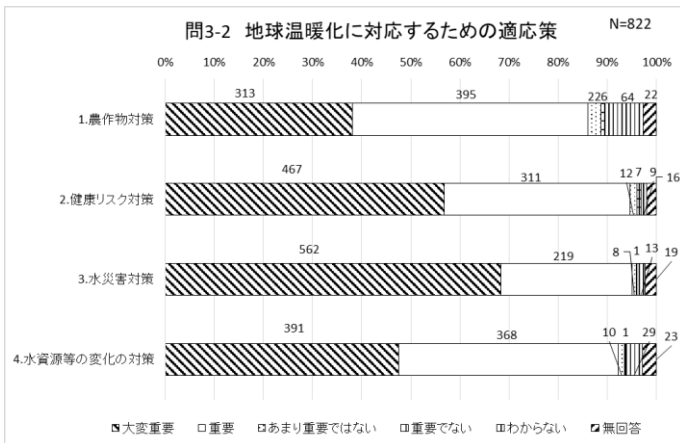
■「太陽熱給湯などのソーラーシステム」については、現在活用している人が最も少なく、今後の活用についても想定していない人が多い。



問 3-2 地球温暖化に対応するための適応策の重要性について

■「水災害対策」について重要だと考えている人が最も多い。

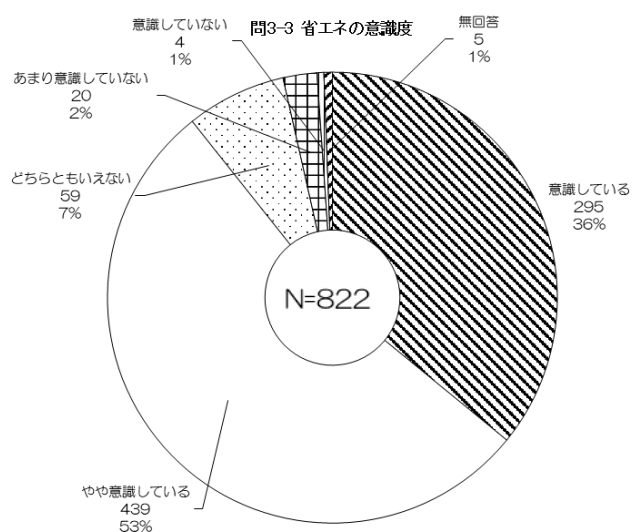
■水災害対策と健康リスク対策、水資源等の変化の対策は、回答者の9割以上が『大変重要である』または『重要である』という意見を持っている。



問 3-3 普段の生活の中で、節電や節水などの省エネルギーをどのくらい意識していますか。

■約3割の人が省エネルギーについて意識しており、『やや意識している』人と合わせると約9割に上る。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	意識している	295	36%
2	やや意識している	439	53%
3	どちらともいえない	59	7%
4	あまり意識していない	20	2%
5	意識していない	4	0%
6	無回答	5	1%
合計		822	100%

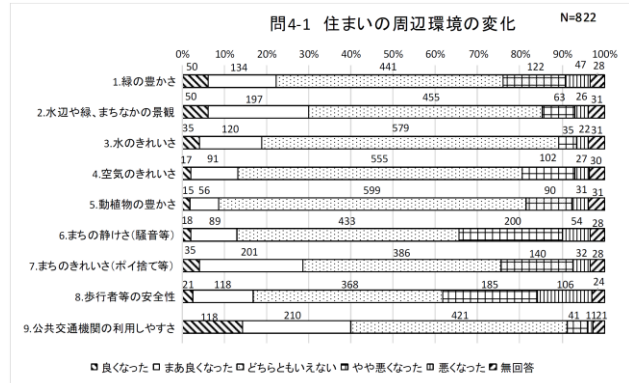


和光市の環境について

問 4-1 住まいの周辺の環境について、以前と比べてどのくらい変化したと思いますか。

■「公共交通機関（電車・バス等）の利用のしやすさ」では、他の項目と比べ『良くなった』、『まあ良くなった』と回答した人が最も多い。

■一方、「歩行者や自転車走行の安全性」では、他の項目と比べ『悪くなった』、『やや悪くなった』と回答した人が最も多かった。



問 4-2 身の回りの環境についての「満足度」と、市がその対策を行うにあたっての「優先度」について

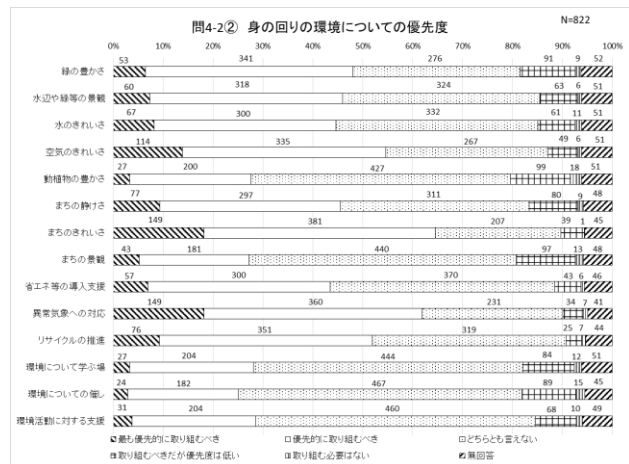
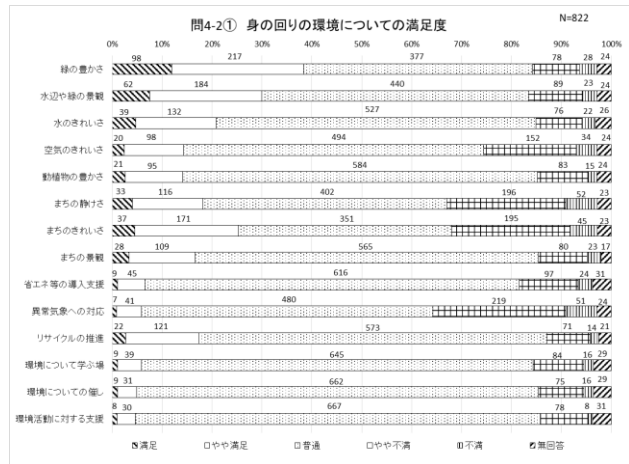
【満足度】

■「緑の豊かさ（緑地、都市公園、農地など）」については満足度が最も高く、約 4 割が『満足』及び『やや満足』と回答している。

■「夏場の高温・異常気象への対応」については満足度が最も低く、約 3 割が『不満』及び『やや不満』と回答している。

【優先度】

■「まちのきれいさ（ポイ捨て・不法投棄）」については、優先的に取り組むべきだと考える人が多く、約 6 割が『最も優先的に取り組むべき』及び『優先的に取り組むべき』と回答している。



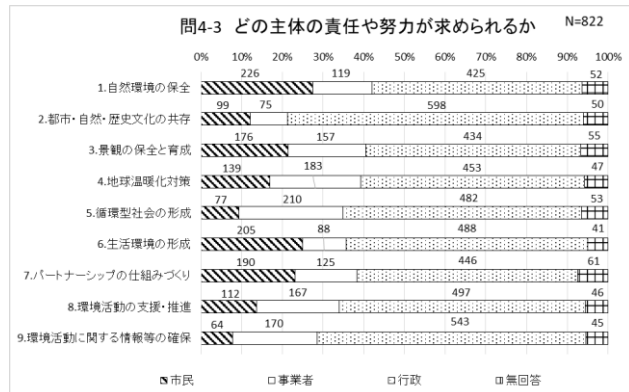
問 4-3 和光市の環境を良くするために、特にどの主体の責任や努力が求められると思いますか。

■全ての項目において「行政」の責任や努力が求められている。

■「市民の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「自然環境の保全」である。

■「事業者の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「循環型社会の形成」である。

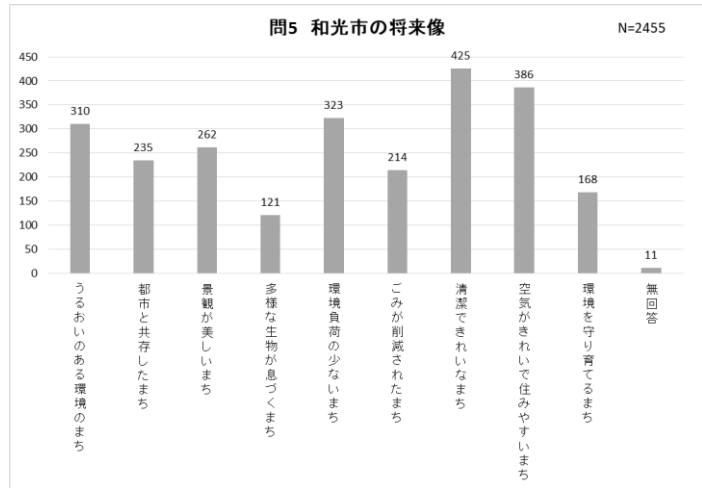
■「行政の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「都市・自然・歴史文化の共存」である。



和光市の将来像について

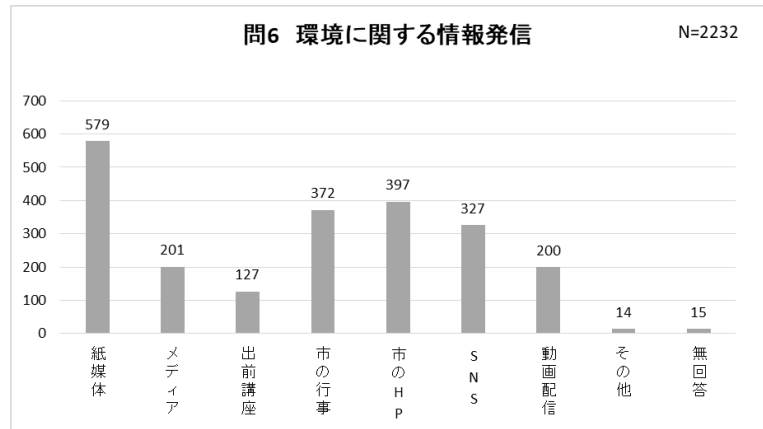
問5 将来、和光市の環境がどのようになることを望んでいますか。【複数回答】

■「まちなかにポイ捨てごみなどがなく、清潔できれいなまち」を望む人が最も多く、次いで「騒音・振動・悪臭が抑制され、空気がきれいで住みやすいまち」を望む人が多い。



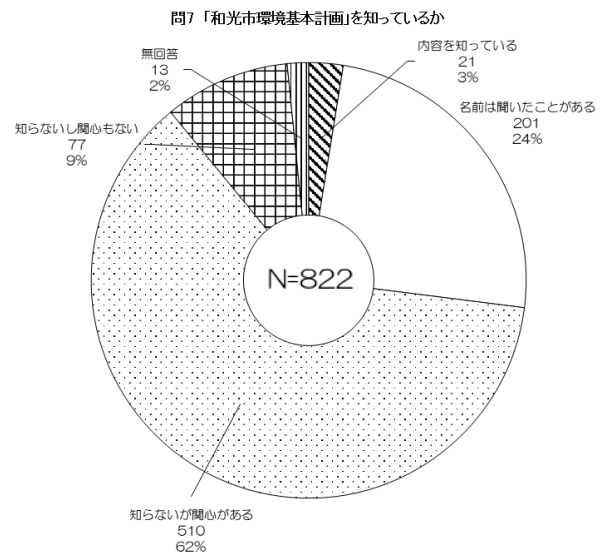
問6 環境に関する情報をお知らせする方法として、効果的だと思うもの【複数回答】

■「市の広報紙やパンフレットなどの紙媒体」に加え、「市のホームページ」や「市民まつりなど、市の行事」、「SNS」が効果的だという回答が多かった。



問7 あなたは「和光市環境基本計画」を知っていますか。

■「知らないが関心がある」という回答が最も多く（62%）、次いで「名前は聞いたことがある」（24%）であった。



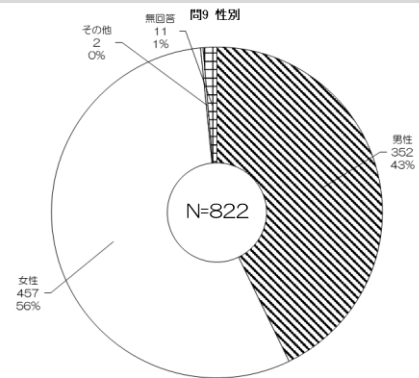
回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	内容を知っている	21	3%
2	名前は聞いたことがある	201	24%
3	知らないが関心がある	510	62%
4	知らないし関心もない	77	9%
5	無回答	13	2%
合計		822	100%

基本属性

問9 あなたが現在自認している性別はどれですか。

■本アンケートでは822名から回答を受け、男女の票数に大きな差はなかった。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	男性	352	43%
2	女性	457	56%
3	その他	2	0%
4	無回答	11	1%
	合計	822	100%

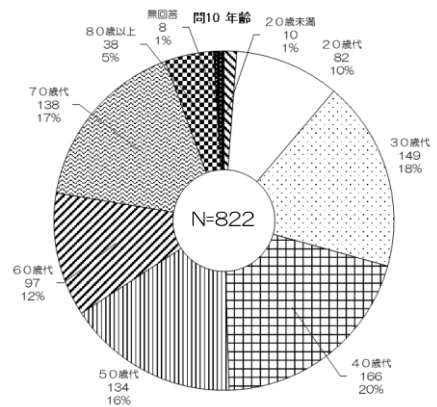


問10 あなたの年齢は次のうちどれですか。

■40歳代からの回答が最も多く(20%)、次いで30歳代(18%)、70歳代(17%)であった。

■20歳未満から80歳以上まで、全区分の回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	20歳未満	10	1%
2	20歳代	82	10%
3	30歳代	149	18%
4	40歳代	166	20%
5	50歳代	134	16%
6	60歳代	97	12%
7	70歳代	138	17%
8	80歳以上	38	5%
9	無回答	8	1%
	合計	822	100%

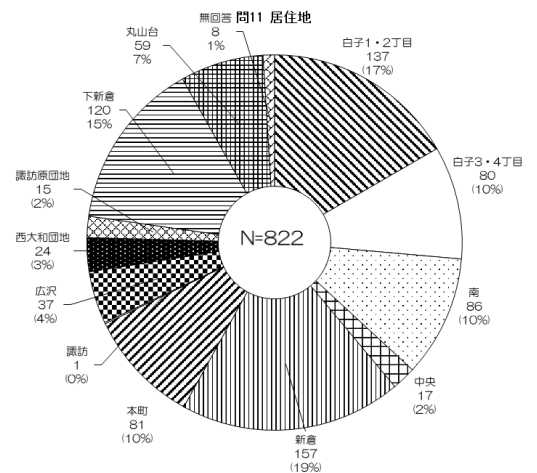


問11 あなたがお住まいの地域は、次のうちどれですか。

■新倉地区に居住している方からの回答が最も多く(19%)、次いで白子1・2丁目(17%)、下新倉(15%)であった。

■全ての地区の居住者から回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	白子1・2丁目	137	17%
2	白子3・4丁目	80	10%
3	南	86	10%
4	中央	17	2%
5	新倉	157	19%
6	本町	81	10%
7	諏訪	1	0%
8	広沢	37	5%
9	西大和団地	24	3%
10	諏訪原団地	15	2%
11	下新倉	120	15%
12	丸山台	59	7%
13	無回答	8	1%
	合計	822	100%

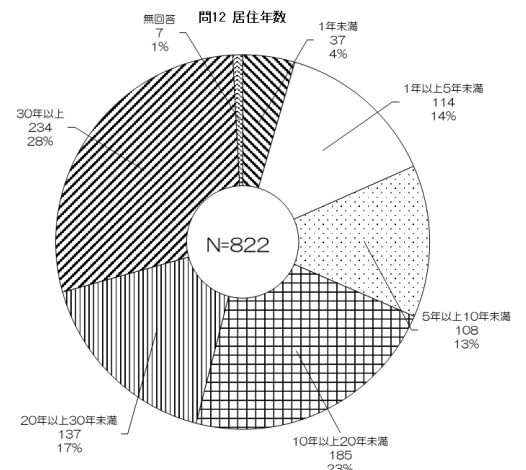


問12 あなたは、和光市に何年住んでいますか。

■居住年数が30年以上の方からの回答が最も多く(28%)、次いで10年以上20年未満(23%)であった。

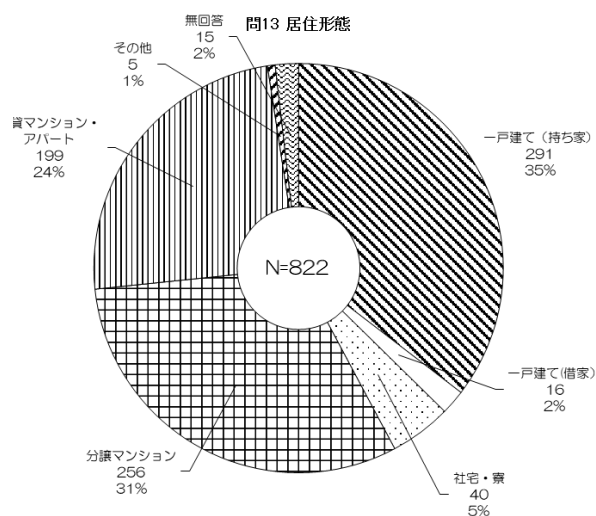
■1年未満から30年以上まで、全区分の回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	1年未満	37	5%
2	1年以上5年未満	114	14%
3	5年以上10年未満	108	13%
4	10年以上20年未満	185	23%
5	20年以上30年未満	137	17%
6	30年以上	234	28%
7	無回答	7	1%
	合計	822	100%



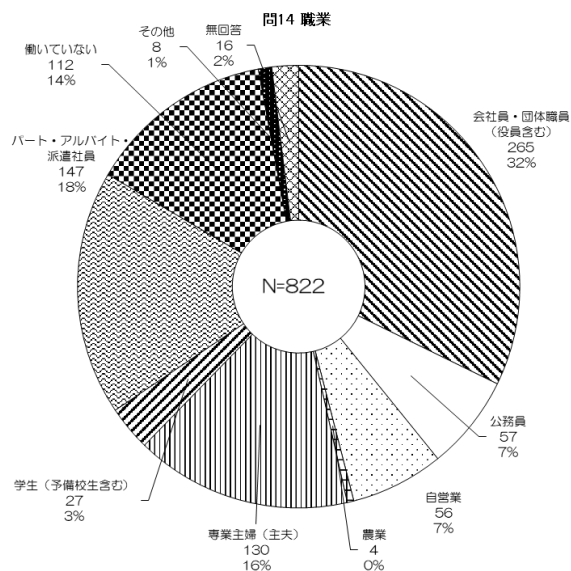
問 13 あなたの居住の形態は次のうちどれですか。

■一戸建て（持ち家）に居住する方からの回答が最も多く（35%）、次いで分譲マンション（31%）であった。



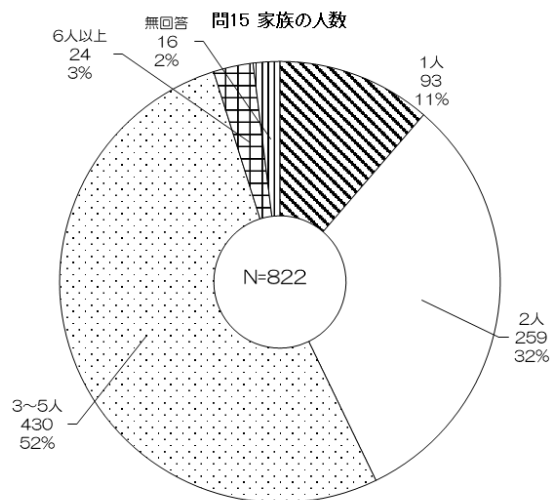
問 14 あなたの職業は次のうちどれですか。

■会社員・団体職員（役員含む）からの回答が最も多く（32%）、次いでパート・アルバイト・派遣社員（18%）、専業主婦（主夫）（16%）であった。
■全区分の職業から回答が得られた。



問 15 あなた自身を含めたご家族の人数は次のうちどれですか。

■家族の人数は 3～5 人の方からの回答が最も多く（52%）、半数以上を占めている。次いで、2 人（32%）、1 人（11%）であった。



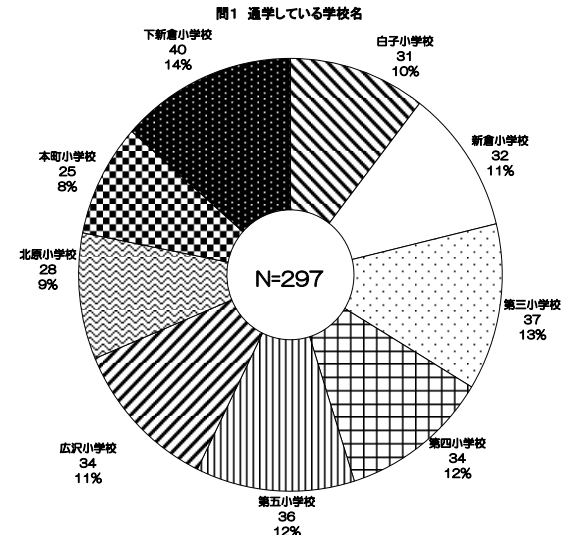
(2) 第3次和光市環境基本計画をつくるための小学生アンケート

基本属性

問1 あなたの通っている学校はどれですか。

■本アンケートでは全9校の小学5年生297名から回答を受けた。

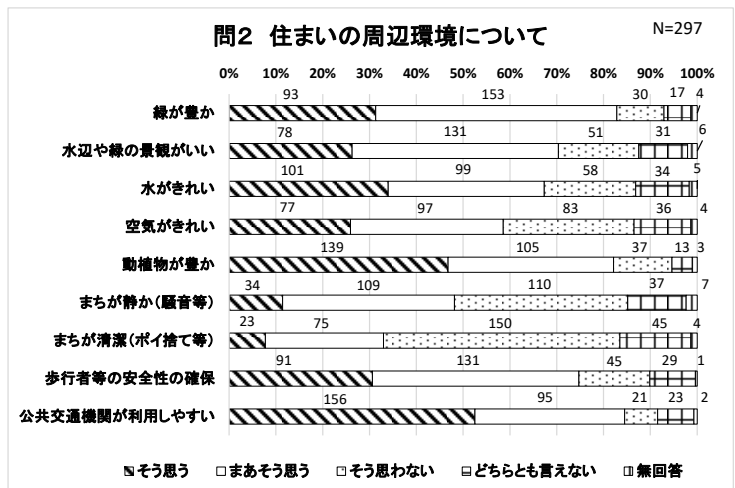
回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	白子小学校	31	10%
2	新倉小学校	32	11%
3	第三小学校	37	12%
4	第四小学校	34	11%
5	第五小学校	36	12%
6	広沢小学校	34	11%
7	北原小学校	28	9%
8	本町小学校	25	8%
9	下新倉小学校	40	13%
10	無回答	0	0%
	合計	297	100%



和光市の環境について

問2 住まいの周辺環境についてどのように思っていますか。

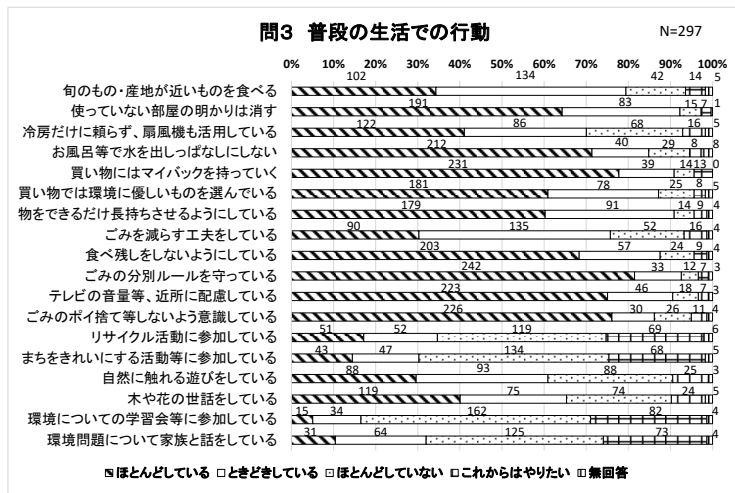
- 「電車やバス等の公共交通機関が利用しやすいか」について、『そう思う』、『まあそう思う』と回答した人が最も多く、次いで「木々や花々、鳥や昆虫などの動植物が豊かであるか」、「ふれあいの森や公園、畑などの緑が豊かであるか」について、『そう思う』、『まあそう思う』と回答した人が多い。
- 一方、「道路にポイ捨てごみなどがなく清潔であるか」について、『そう思わない』と回答した人が最も多かった。



環境に配慮した日ごろの行動と保全活動への参加について

問3 普段の生活で、あなたは次のことについてどのくらい行動していますか。

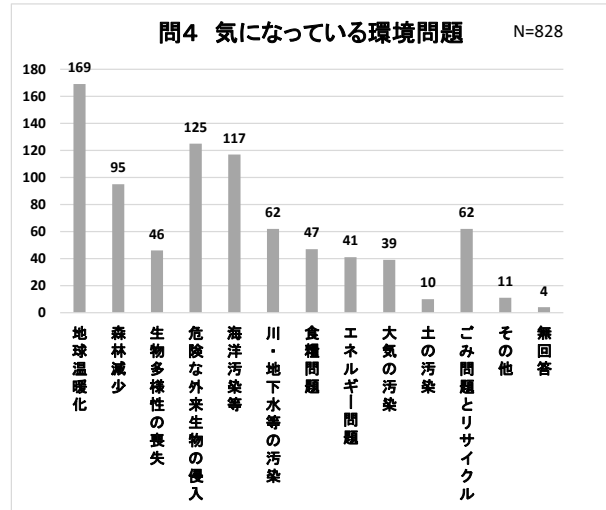
- 「ごみの分別ルールを守る」と回答した人が最も多く、次いで「買い物にはマイバッグを持っていく」、「ごみのポイ捨てや飼犬のふんを放置しないようにする」、「テレビなどの音の大きさに気をつけ、近所の迷惑にならないようにする」等、地域の環境への配慮であった。



環境問題への関心について

問 4 あなたが気になっている環境問題について
【複数回答】

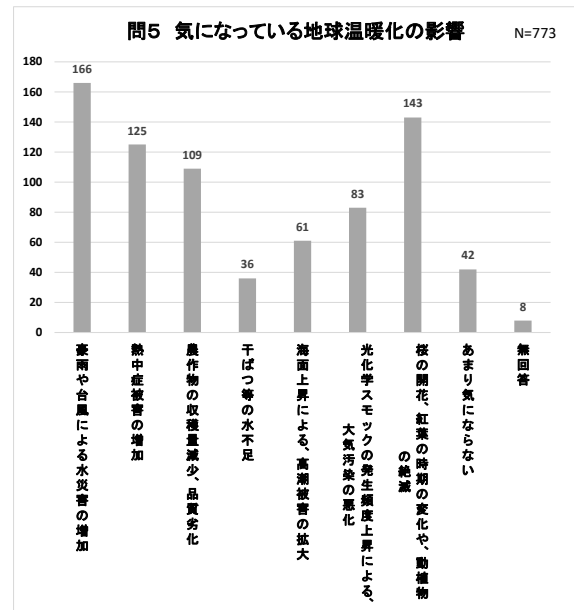
■「地球温暖化（気候変動）」に関して問題意識を持っている人が最も多く、次いで、「危険な外来生物が入ってくること（ヒアリ・アライグマなど）」、「海洋汚染、海洋プラスチックごみ問題」であった。「土の汚染」について問題意識を持っている人が最も少ない。



地球温暖化について

問 5 地球温暖化の影響の中で、気になっているものについて 【複数回答】

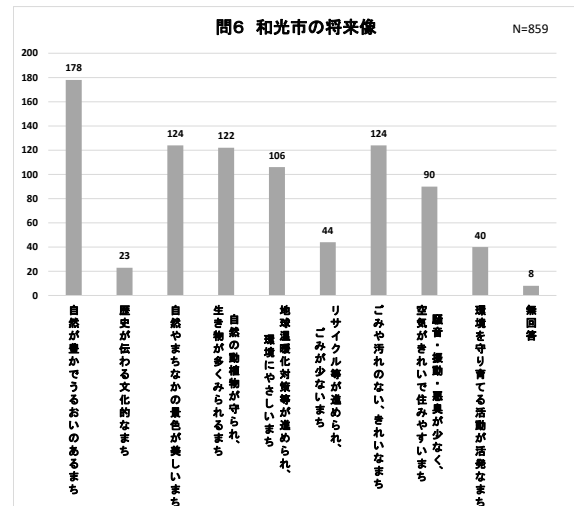
■「ゲリラ豪雨や台風による水災害が増えること」に関心がある人が最も多く、次いで、「桜の開花や紅葉の時期が変わったり、動植物が絶滅したりすること」、「熱中症になる人が増えること」に関心がある人が多い。



和光市の将来像について

問 6 和光市が将来どんなまちになったらいいと思いますか。 【複数回答】

■「緑や湧き水、川などの自然が豊かでうるおいのあるまち」を望む人が最も多く、次いで「自然やまちなかの景色が美しいまち」と「ごみが落ちていたり、汚れたりしていないきれいなまち」、「自然の動植物が守られ、さまざまな生き物が多く見られるまち」を望む人が多い。



資料7. 第3次和光市環境基本計画 SDGs ゴールと関連ターゲットの整理

目標	内容	ゴール	関連の深いターゲット		
望ましい姿1	みんなで地球温暖化対策に取り組むまち				
	方針1（重点方針） 地球温暖化対策の推進	2	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	
		4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		7	7.2 7.3	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
		9	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
		11	11.4 11.7 11.b	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		13	13.1 13.2 13.3	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
		15	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
望ましい姿2		豊かな水と緑を守り育み伝えるまち			
	方針1（重点方針） 豊かな自然環境の保全	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		6	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
		11	11.4 11.7	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		14	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
		15	15.1 15.5 15.8 15.9	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
		方針2 自然と調和した美しいまちの形成	2	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
			4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
11			11.3 11.4 11.7	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。【方針3から合体】 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
12	12.8		2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。		
15	15.1		2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。		
17	17.14 17.17		持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		
望ましい姿3	安全で住み良い環境を未来につなぐまち				
	方針1（重点方針） 資源循環型社会の形成	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		7	7.2 7.3	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
		9	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
		11	11.6	2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
		12	12.4 12.5	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境に適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
		方針2 住みやすい生活環境の形成	3	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6		6.3 6.4	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
	11		11.3 11.6	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
望ましい姿4	環境を育てる心がつながるまち				
	方針1（重点方針） パートナーシップの強化	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		11	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		16	16.7	あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	
		17	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
	方針2 環境活動の支援・推進	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		11	11.3 11.4	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	
		17	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	